

北九州市立八幡小学校父母教師会規約

第一章（総則）

第一条（名称）

本会は北九州市立八幡小学校父母教師会（八幡小学校 PTA）と称し、事務局を北九州市立八幡小学校に置く。

第二条（目的）

本会は家庭、学校、地域社会と連携し、子どもの健やかな成長を図ること及び会員相互の子育てや親育ちの啓発や親睦を行うことを目的とする。

第三条（方針）

- 一、本会は自主独立のものであって、いかなる団体、又は機関の干渉や支配を受けない。
- 二、本会は営利を目的とした活動は行わず、また特定の政党及び団体、宗教に関与しない。
- 三、本会は子ども及び青少年の健全育成のための活動を行う。
- 四、本会は教育行政及び学校の教育方針に干渉をしない。

第四条（活動）

本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、子どもの教育活動に支援できる事業
- 二、会員相互の親睦、又は啓発活動に関する事業
- 三、家庭を中心とした近隣の子どもの生活安全・交通安全の目配り・気配りと実際の活動をする。
- 四、その他、第二条の目的を達成するために必要と思われる事業

附則

- ・平成二十三年 四月二十四日 改正

第二章（会員）

第五条（会員資格）

- 一、本校在籍子どもの保護者
- 二、本校職員
- 三、本校区に居住し、本会の目的に賛同し、かつ理事会の承認を得た者

第六条（会員の権利と義務）

会員は、本会において次の権利と義務を有する。

- 一、本会の運営・活動に対して、積極的に参加するものとする。
- 二、本会の運営につき、意見を述べることができる。
- 三、随時、会計簿及び関係書類を閲覧することができる。
- 四、定められた会費を納入する義務がある。ただし、特に事情がある場合には、会長・校長が認められた場合に限り、これを免除することができる。

第三章（役員及び理事）

第七条（役員及び理事）

本会に次の役員及び理事を置く。

- 一、会長 一名
- 二、副会長 二名以上
- 三、書記 二名以上（内一名は本校職員）

四、会計 二名（内一名は本校職員）

五、会計監査 二名以上

【変更点】

会計三名(内一名は本校職員)

→会計二名(内一名は本校職員)

理事若干名→削除

第八条 （役員及び理事の任務）

- 一、会長は会務を統括し、会合を主宰し、外部に対して代表する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
- 三、書記は次に掲げる任務を遂行する。
 - ア、会議の議事録を作成する。
 - イ、本規約、職種の記録・資料などを整理し、保管する。
 - ウ、その他会長の指示に従った庶務に関する任務の遂行をする。
- 四、会計は次に掲げる任務を遂行する。
 - ア、総会において決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - イ、総会において会計監査を経た決算報告をする。
- 五、会計監査は本会の会計事務に関する監査を行い、総会に報告する。
- 六、理事は各委員会の委員長及び副委員長とする。
 - ア、理事は理事会に出席し、審議に参加する。

第九条 （役員及び理事の任期）

- 一、役員及び理事の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。
- 二、役員及び理事に欠員が生じた場合は、理事会の承認において補充することができる。

第十条 （役員を選出）

- 一、役員は、役員選考委員会において選出し、年度はじめの総会の承認を経て決定する。役員選考委員会規則については、別途定める。

附則

・平成二十三年 四月二十四日 改正

・令和三年 四月二十三日 改正

第四章（会議）

第十一条 （会議の種類）

- 一、総会 二、役員会 三、理事会 四、委員会 五、委員総会

第十二条 （総会）

- 一、総会は全会員をもって構成し、定例及び臨時に開催する。また、総会は本会の最高議決機関である
- 二、定例総会は年一回とし、年度はじめに開催する。その内容は、決算の承認、予算の審議、役員委員長の承認、規約の改正、事業報告、会費の決定等を行う。
- 三、臨時総会は会員の三割以上の要請があった場合、又は会長が必要と認めた場合に招集することができる。
- 四、総会の定足数は、全会員の三分の一以上とする。ただし、やむを得ず欠席する場合は、委任状を以て出席にかえることができる。
- 五、総会の決議は、出席会員及び会長への委任状を含めて過半数以上を以て決定する。

第十三条 （役員会）

- 一、役員会は、役員及び各委員会の代表者、校長、教頭を以て構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 二、役員会はこの会における重要事項を審議する。

三、役員会の任務は次の通りとする。

ア、緊急を要する事項の決議及び執行

イ、臨時委員会の設置

ウ、会員の慶弔に関すること（父母教師会慶弔規定以外に関すること）

エ、規約改正に関する原案作成

第十四条 （理事会）

一、理事会は役員・理事（各委員長・副委員長）・校長・教頭・教務主任・委員会担当教員を以て構成する。

二、理事会は原則毎月一回開催するほか、会長が必要と認めたときは臨時に開催できる。

三、理事会の任務は次の通りとする。

ア、総会の議決した事項の執行

イ、諸規則・規定などの制定・改廃・改正

ウ、各委員会の立案計画の承認

エ、各委員会の連絡調整

オ、その他総会の議決を要しない事項の決議

第十五条 （委員会）

一、この会に次の委員会をおく。尚、必要に応じて役員会の決議により、臨時委員会をおくことができる。

ア、学年学級委員会 イ、文教委員会

ウ、保体・安全委員会 エ、広報委員会

第十六条 （任務）

各委員会の任務は次の通りとする。

一、学年学級委員会

・学年学級単位で会員や子どもと担任の円滑な連携等をつくる活動をする。

二、文教委員会

・会員の家庭教育力の向上や子育て・親育ち等に関する活動をする。

三、保体安全委員会

・会員及び子どもの心と体の健康等や子どもの生活安全、交通安全の研修等に関する活動をする。

四、広報委員会

・教育話題や子ども・学校・父母教師会の様子等を広める活動をする。

第十七条 （委員総会）

一、委員総会は、役員・校長・教頭・教務主任及び各委員会委員を以てこれを構成する。

二、委員総会は、年間活動計画等を決定する。場合によっては会長が必要に応じて開催することができる。

附則

・平成 二十四年 四月二十二日 改正

第五章（会計）

第十八条 （収支）

本会の収入は会費、事業収入及びその他収入を以て当てる。

第十九条 （会費）

本会の会費の額は、総会において決定する。

第二十条（会計年度）

本会の会計年度は、四月一日より始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十一条（執行）

本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行うものである。

第二十二条（予算更正措置）

諸般の事情により、予算の更正措置を講ずることができる。ただし、理事会の承認を必要とする。

第六章（細則）

第二十三条（細則の制定及び変更等）

本会運営に関して必要な細目は、役員会で審議し、理事会の承認を得るものとする。

ただし、その結果については次期総会にて報告するものとする。

第二十四条（役員感謝状贈呈）

本会の役員を二年以上務め、本会を退会する年度に新会長より感謝状を贈呈する。

尚、必要に応じて役員会の決議による。

（役員とは、会長、副会長、書記、会計、会計監査）

第二十五条（会員の慶弔事案）

本会の慶弔事案については、別途規定を定める。

第二十六条（交通費助成事案）

本会の目的を達成するために行った活動に必要な交通費は、別途定める規則により助成する。

第二十七条（役員選考委員会）

本会の役員選考委員会については、別途規則を定める。

附則

- ・昭和 五十八年 四月十六日より実施
- ・昭和 六十三年 四月二十三日 改正
- ・平成 八年 四月二十一日 改正
- ・平成 十年 四月二十六日 改正
- ・平成 十七年 四月二十一日 全面改正
- ・平成 二十年 四月二十一日 改正
- ・平成 二十三年 四月二十四日 改正
- ・平成 二十九年 四月二十二日 改正

第七章（その他 規則・規定）

★慶弔規定

第一条

本会の会員及び子どもに対して慶弔があった場合、次のように執行する。

一、子ども死亡の場合

- ・香典五千円
- ・生花一基
- ・弔電を打つ
- ・通夜、葬儀には、代表が参列する。

二、会員死亡の場合

- ・香典五千円 ・弔電を打つ
- ・通夜、葬儀には、代表が参列する。

三、子どもに慶事があった場合は、役員会で協議して決定し、執行する。

四、その他、慶事、事故、災害については、役員会で協議して決定し、執行する。

附則

- ・平成 十五年 四月二十二日より実施する。
- ・平成 十七年 四月二十一日 改正
- ・平成 二十年 四月二十一日 改正

★交通費・旅費助成規則

第一条

交通費助成は次のように執行する。

- 一、父母教師会の役員・理事・委員等で対外研修等に参加した場合、参加旅費として区内五百円、区外千円支給するものとする。その他、会務に必要な交通費・旅費等は助成する。原則自己申告とする。
- 二、子どもの対外活動で、旅費や運搬費用などが必要な場合はその費用を助成する。

附則

- ・平成 十五年 四月二十二日より実施する。
- ・平成 十七年 四月二十一日 改正
- ・平成 二十年 四月二十一日 改正
- ・平成 二十九年 四月二十二日 改正

★役員選考委員会規則

第一条

本規則は、北九州市立八幡小学校父母教師会規約第十条及び第二十七条に基づいて定める規則である。

第二条

本会の任務は、次年度の役員を選考し、総会に報告及び承認を得るものである。

選考するのは、次年度の役員として、会長・副会長・書記・会計・会計監査・委員長代表を選考する。

第三条

構成は、理事会で推薦された現役役員若干名、及び各委員会の理事から一名と学校職員一名を以て構成し、互選により正・副委員長を決定する。

第四条

選考委員会の開催は、委員長が必要に応じて招集し、開催する。

第五条

選考委員が役員の候補に選考された場合は、選考委員の資格を失うものとする。

第六条

選考方法は、選考委員会の中に於いて推薦し、本人の承認まで得るものとする。

第七条

選考委員会は、秘密会議であることを確認する。

附則

- 昭和 五十八年 四月十六日より実施
- 昭和 六十三年 四月二十三日 改正
- 平成 八年 四月二十一日 改正
- 平成 十年 四月二十六日 改正
- 平成 十七年 四月二十一日 全面改正
- 平成 二十年 四月二十一日 改正